

令和7年5月

三条市建築組合 組合員 様

三条市建設部建築課長

三条市の住宅リフォームの補助制度等の周知について（お願い）

日頃、三条市の建築行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当市では、住宅の耐震改修や断熱改修などのリフォーム実施時に利用可能な補助制度を用意しております。

そこで、組合員の皆様に補助制度のチラシを送付いたしますので、是非お客様等にご紹介していただき、三条市の補助制度の周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 補助制度の資料一覧

- ・三条市の耐震診断・耐震改修制度助成制度Q & A
- ・三条市命綱固定アンカー設置補助金
- ・三条市すまい快適断熱リフォーム補助金
- ・三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金
- ・三条市合併処理浄化槽設置補助金申請のご案内
- ・高齢者、障がい者等住宅整備補助事業実施概要

2 その他

電子データが必要な場合は kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp にメールで連絡願います。

三条市建設部建築課審査指導係

担当 長谷川、上村

TEL : 0256-34-5727

FAX : 0256-32-6677

三条市の住宅リフォームの補助制度等について

三条市では住宅リフォームの際、次の補助制度等があります。条件等をご確認の上ご利用ください。（内容は令和7年4月現在のものです。）

注意！ 補助制度等の申込は着工前に申請してください。

補 助 金

○ 木造住宅耐震改修費補助金

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断を行い耐震性がないと診断された住宅を耐震改修する場合は工事費の一部を補助します。耐震診断を行う際にも補助制度等があります。

リーフレット	三条市の耐震診断・耐震改修助成制度 Q&A
--------	-----------------------

○ 命綱固定アンカー設置補助金

住宅の雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助します。

リーフレット	三条市命綱固定アンカー設置補助金
--------	------------------

○ すまい快適断熱リフォーム補助金

既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム工事を行う費用の一部を補助します。

リーフレット	三条市すまい快適断熱リフォーム補助金
--------	--------------------

○ ブロック塀等安全対策支援事業補助金

道路に面するブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行者の安全を確保するため、地震が発生した際に倒壊の恐れのあるブロック塀等の除去等を行う費用の一部を補助します。

リーフレット	三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金
--------	----------------------

○ 合併処理浄化槽設置補助金

自己の居住用家屋において、くみ取便槽又は単独処理浄化槽から10人槽以下の環境配慮型合併処理浄化槽に転換設置される方に設置費用の一部及び単独処理浄化槽の撤去費用(上限あり)を補助します。

リーフレット	三条市合併処理浄化槽設置補助金申請のご案内
--------	-----------------------

○ 高齢者、障がい者等住宅整備補助金

高齢者、障がい者等の住宅の改造等を行う際に要する経費を補助します。

（収入制限：世帯員の前年の合計収入が600万円未満）

リーフレット	高齢者、障がい者等住宅整備補助事業実施概要
--------	-----------------------

雪下ろし中に

ヒヤッ

としたことは
ありませんか？



命綱固定アンカーを 設置しましょう

命綱

転落防止のために
十分な性能を持つ
ロープ

安全帯

命綱と身体を繋ぐ

アンカー

命綱と建物を繋ぐ



命綱固定アンカーとは

「命綱固定アンカー」とは、命綱の一端を固定するために、住宅の屋根に固定された金具です。アンカーを屋根に設置し、命綱を付けることで、屋根雪下ろし中に万一転倒しても、屋根の上に留まるなどして、命を守ることができます。

アンカー設置には 補助制度があります

三条市命綱固定アンカー設置補助金

住宅の雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助します。

対象者

すべての
世帯

補助金の額

工事費の
2分の1

(1棟当たり上限10万円)



三 条 市

命綱固定アンカー設置 補助金について

主 な 要 件

- 市内に所在しており、自らが居住又は所有していること。
- 市内事業者（支店、営業所含む）が施工すること。
- 一戸建て住宅及び附属建物
（1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む）
※克雪住宅（屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅）は対象外

申 請 方 法

建築課窓口又はＨＰにある申請書に必要事項を記入の上、
関係書類を添えて提出してください。

工事着手前に提出するもの

- 1 三条市命綱固定アンカー設置補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 補助対象経費に係る見積書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

工事完了後に提出するもの

- 1 三条市命綱固定アンカー設置補助金実績報告書（様式第7号）
- 2 補助対象経費に係る領収書の写し
- 3 工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727 メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>



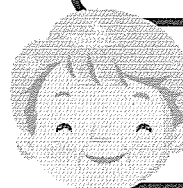
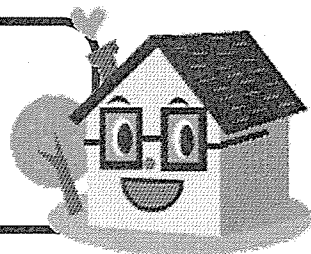
三条市の耐震診断・耐震改修助成制度

Q & A



耐震診断や耐震改修の助成を受けることができるのはどんな住宅ですか？
うちも対象になりますか？

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
 - ② 住宅の所有者が自ら居住している
 - ③ 地上 3 階建て以下の住宅
- 以上の条件を満たすもの



耐震診断はどのくらい費用がかかりますか？

高齢者等住宅は、**無料**で診断士を派遣して耐震診断を行います。それ以外の一般住宅では三条市が耐震診断費の一部を補助しますので、**自己負担 1 万円**で耐震診断を受けることができます。



高齢者等住宅とは、

- ① 高齢者（65 歳以上の者）のみが居住する住宅
- ② 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が居住する住宅
- ③ 身体障がい者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者が居住する住宅
- ④ 療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に A と表示されている者が居住する住宅

●三条市高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業

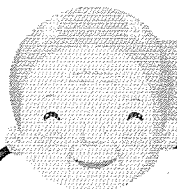
高齢者等住宅に該当する方は、診断士を派遣して耐震診断を行います。

個人負担	無料
申請方法	「診断士派遣申請書（様式第 1 号）」に、次の書類を添えて建築課に提出してください。 ・ 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類 ※ 高齢者（65 歳以上の者）のみが居住する住宅以外の方は、申請時に、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

●三条市木造住宅耐震診断費補助金交付事業

診断士に依頼して住宅の耐震診断をする方に、耐震診断費の一部を補助します。

補助金の額	耐震診断に要する費用から 1 万円を差し引いて得た額（上限 8 万 9 千円）
申請方法	「補助金交付申請書（様式第 1 号）」に、次の書類を添えて建築課に提出してください。 ・ 耐震診断に係る見積書の写し ・ 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類 ※お知り合いの診断士がいないときは、最初に「木造住宅耐震診断申込書」を建築課に提出してください。（社）新潟県建築士会三南支部から診断士をご紹介します。



耐震改修ってお金がかかるんでしょう？

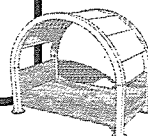
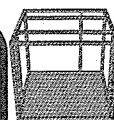
耐震改修工事費用は、三条市の令和5年から6年の実績では300万円から800万円程度かかっており、市内平均で530万程度。三条市ではその工事費用に対して最大**140万円**の補助金を交付しています。

家全体の耐震改修が難しい場合、**耐震シェルター等設置**にも最大**30万円**補助します。



耐震シェルター等とは何ですか？

地震による住宅の倒壊や家具の転倒、落下物などから身を守るため、安全な空間を確保することを目的としたものです。(シェルター、ベッド、テーブル等があります)



①耐震改修工事補助 住宅の耐震改修*1を行う方に、工事費の一部を補助します。

※補助を受けるには、**市内業者(市内に本社又は本店を有する)**が施工する場合に限ります。(支店・営業所は対象外です)

補助金の額	耐震改修*1に要する経費の2分の1に相当する額(上限140万円)
申請方法	「補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、建築課に提出してください。 ・住宅の所有者及び建築年が確認できる書類の写し ・耐震診断書(上部構造評点が1.0未満)の写し ・付近見取図、工事計画図(平面図等耐震改修部分が確認できるもの) ・補強設計耐震診断書(補強計算による上部構造評点が1.0以上)の写し ・補助対象工事見積書の写し

*1 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上にする工事を言います。

②耐震シェルター等設置補助

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅の1階部分の部屋に、耐震シェルター等を設置する工事に対して工事費の一部を補助します。

補助金の額	補助対象工事に要する経費の2分の1に相当する額(上限30万円)
申請方法	「補助金交付申請書(様式第1号)」に次の書類を添えて、建築課に提出してください。 ・住宅の所有者及び建築年が確認できる書類 ・耐震診断書(上部構造評点が1.0未満)の写し ・付近見取図 ・工事計画図(耐震シェルター等設置工事部分を確認できるもの) ・補助対象工事見積書の写し ・身体障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の写し

申込期間 令和7年4月1日(火) ~ 令和7年10月31日(金)

問い合わせ先

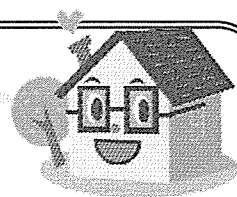
三条市役所建築課 審査指導係

TEL:0256-34-5727

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/joseikin/index.html>

↑HPより申請書・要綱などがダウンロードできます。

お気軽にお問い合わせ
下さい



三条市すまい快適断熱リフォーム補助金

近年、厳しさを増す猛暑や寒波などを受け、より快適に暮らせる住環境の整備を目的として、既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム工事を行う費用の一部を補助します。

対象となる住宅	市内に所在する一戸建て住宅 (店舗、事務所等の住宅以外の部分がある場合は、住宅部分のみが対象)
補助を受けられる方	・市内に住所を有し、対象となる住宅に居住している方 ・納期限が到来した市税等を完納している方
対象となる工事	基本工事＋その他工事（詳しくは下の図を確認ください） ※市内業者(支店、営業所含む)が施工する場合に限ります

基本工事 ※次のいずれか一つ以上必須

(1)断熱材設置工事

外気に面した外壁、屋根、天井又は床に熱伝導率が $0.052\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ 以下のノンフロン製品である断熱材を設置する工事

(2)複層ガラス取替工事

外気に面した既存窓のガラスを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の複層ガラスに交換する工事

(3)内窓設置工事

外気に面した既存窓の室内側に内窓（樹脂サッシ、アルミサッシのほか、市長が認める内窓に限る。）を設置する工事

(4)開口部取替工事

外気に面した既存窓、玄関ドアを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の断熱性の高い窓、玄関ドアに交換する工事

※(1)から(4)の工事を行うために必要な工事も対象となります



その他工事（任意工事）

基本工事と併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム

例：・部屋の間取り変更工事

・外壁塗装工事 など

※外構工事は対象外となります



補助額

補助対象となる工事費の1/10

上限：10万円

※その他工事の補助対象工事費は基本工事費以下となります

～申請の流れ～

工事着手前に申請が必要です！

交付申請

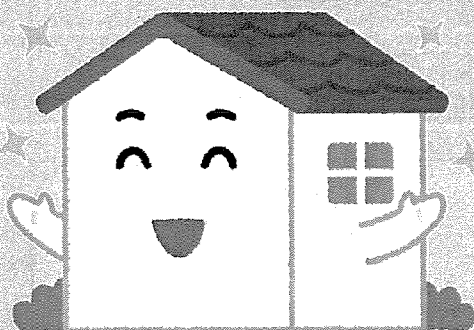
以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付申請書

工事見積書の写し

補助対象工事の要件に適合することが確認できる書類（カタログ等）

市長が必要と認める書類



交付決定通知

工事着手

※交付決定後に工事を中止する場合は、『中止届』を提出してください

※交付決定後に申請内容を変更する場合は、『変更申請書』を提出してください

実績報告

工事が完了したら以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市すまい快適断熱リフォーム補助金実績報告書

工事に係る領収書の写し

工事箇所の着手前、後の写真

市長が必要と認める書類

確定通知

指定口座へ振込



申請受付窓口・問い合わせ先

三条市建設部建築課審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727

HP:<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp

三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金

令和6年能登半島地震において複数のブロック塀が倒壊したことを受け、道路に面するブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行者の安全を確保するため、地震が発生した際に倒壊の恐れのあるブロック塀等の除去等を行う費用の一部を補助します。

「ブロック塀等」とは？	組積造（補強コンクリートブロック造を含む）の塀（既に倒壊しているものは除く）で個人が所有又は管理するもの
補助を受けられる方	市内に存するブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た管理者（個人に限る）
対象となる工事	・ 所定の点検表により、倒壊の危険性があるブロック塀等を除去、建替え又は改修する工事 ・ 市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業者が施工する工事
補助額	補助対象となる工事費の2/3 上限：15万円

交付申請に必要な書類

- (1) 付近見取図
- (2) 除去等の内容を示す図面又は書類
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 工事を行うブロック塀の写真

※全景及び倒壊の危険性がある部分が確認できるもの

～申請の流れ～

工事着手前に申請が必要です！

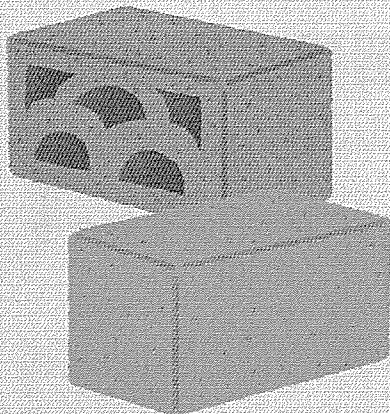
交付申請

以下書類を建築課まで提出してください

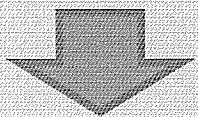
提出書類：三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付申請書
付近見取図
除去等の内容を示す図面又は書類
工事見積書の写し
除去等を行うブロック塀の写真
その他市長が必要と認める書類



裏面へ続く



交付決定通知



工事着手



※交付決定後に工事を中止する場合は、『中止届』を提出してください

※交付決定後に申請内容を変更する場合は『変更申請書』を提出してください

実績報告

工事が完了したら以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市ブロック塀等安全対策支援事業補助金実績報告書

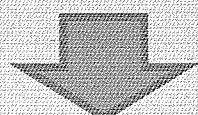
工事に係る領収書の写し

工事箇所の着手前、後の写真

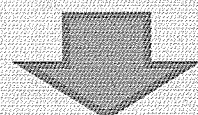
建築基準法に適合することが確認できる写真（※1）

（※1・・・ブロック塀等を新設又は改修の場合に限る）

その他市長が必要と認める書類



確定通知



指定口座へ振込



申請受付窓口・問い合わせ先

三条市建設部建築課審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727

HP:<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp

三条市合併処理浄化槽設置補助金申請のご案内

自己の居住用家屋において、くみ取り便槽又は単独処理浄化槽から 10 人槽以下の環境配慮型合併処理浄化槽に転換設置される方に設置費用の一部及び単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費用(上限額あり)を予算の範囲内で交付します。

詳しくは、環境課環境衛生係 (☎ 3 4 - 5 5 5 8) に問い合わせください。

1 補助対象区域

下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く本市全域

2 建物の要件

主として申請者が居住の用に供する一戸建ての建物(延床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する併用住宅を含む)

3 補助対象外

- (1) 住宅の新築、移転又は増改築の工事に伴い設置が義務付けられる場合
- (2) 専用住宅以外の用途に転換設置する場合(事業所、集会所等)
- (3) 通年居住しない住宅に転換設置する場合(別宅等)
- (4) 転売等を目的とした住宅に転換設置する場合
- (5) 年度内に転換設置工事を完了することができない場合
- (6) 補助金の交付決定前に補助事業に係る工事を着工した場合(既存便槽の撤去を含む)
- (7) 市税等の滞納がある場合
- (8) 転換設置に対し、他の補助金の交付を受ける、又は受ける見込みのある者

4 浄化槽の要件

環境省が定める環境配慮型浄化槽の要件に該当するもので、かつ 10 人槽以下のもの(適合機種は、一般社団法人浄化槽システム協会のホームページから御確認ください。<http://www.jsa02.or.jp/index.html>)

★環境配慮型浄化槽とは

浄化槽の消費電力が表1の消費電力基準以下の浄化槽です。

表1 消費電力基準（通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型）

	通常型	BOD10 mg/L 以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

5 補助金額

人槽区分	設置費補助 上限額(円)	宅内配管工事費 上限額(円)	単独浄化槽 処分費 上限額(円)	くみ取り便槽 処分費 上限額(円)
5人槽	390,000	300,000 (これに満たない 場合は1,000円未 満の端数を切捨て た額)	120,000 (これに満たない 場合は1,000円未 満の端数を切捨て た額)	90,000 (これに満たない 場合は1,000円未 満の端数を切捨て た額)
7人槽	474,000			
10人槽	660,000			

※ 転換設置に係る宅内配管工事が対象となりますので、事前にご相談ください。

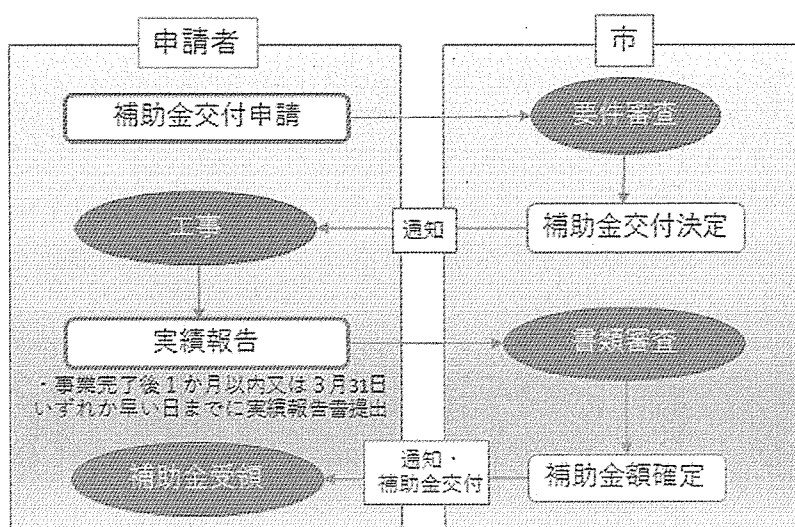
※ 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去を伴う工事の場合は、それぞれ処分費を加算します。

6 手続きの流れ

申請手続きは期間に余裕を持って行ってください。また、工事は補助金交付決定通知受領後、行ってください。

* 交付決定前に工事を行った場合(既存便槽の撤去含む)は補助金の対象になりません。

★手続きの流れのフロー図



7 添付書類について

(1) 申請されるとき

書 類 名	備 考	欄
三条市合併処理浄化槽補助金交付申請書（様式第 1 号）		
登録浄化槽管理票（C 票）及び登録証の写し		
小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)	(一社)新潟県浄化槽整備協会 〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町 15-2 新潟県公社総合ビル 4F 025-283-2048	
浄化槽設置届出書の写し	提出日から 10 日経過したもの	
浄化槽等の工事請負契約書の写し		
工事施工監督する者の資格を証明する書類の写し	浄化槽設備士免状の写し又は 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写し	
浄化槽設置工事費の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
宅内配管工事費の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
単独処理浄化槽の撤去に要する費用の見積書の写し	費用の内訳が分かるもの	
住宅の平面図、浄化槽の設置位置を示す図面及び配管系統図		
単独処理浄化槽又はくみ取便槽の設置位置を示す図面及び設置状況を示す写真	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が撤去できない場合は、建物からの距離がわかるもの	
浄化槽の維持管理等に関する誓約書（様式第 1 号の 2）		
承諾書	土地・家屋を借りている場合	

～代理受領制度を利用する場合～

書 類 名	備 考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金代理受領届出書（様式第 5 号）	後日の提出も可	

(2) 実績報告されるとき

書 類 名	備 考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金実績報告書（様式第3号）		
浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し		
転換設置に要した費用の請求書及び領収書の写し	請求書は費用の内訳が分かるもの	
浄化槽法第7条検査及び第11条検査の依頼を同法第57条に基づく指定検査機関が受諾したことを証する書類の写し	指定検査機関： (一財)新潟県環境衛生研究所 〒959-0291 燕市吉田東栄町 8-13 0256-93-4509(代)	
工事写真チェックリスト	浄化槽工事業者は、工事前にチェックリストを確認し、確実に写真を撮るようにしてください。	
浄化槽設置工事チェックリスト	浄化槽工事業者は、「確認の方法及び内容」を参照のうえ確実に工事を行い、チェックを入れて提出ください。	
口座振替申込書	補助金申請者の口座を記載してください。 ※ 代理受領制度を利用する場合は不要	
単独処理浄化槽の使用廃止届出書の写し	単独処理浄化槽から転換する方のみ提出してください。	
産業廃棄物管理票(E票)の写し 又は、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨の通知の内容を出力した書面	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する方のみ提出してください。	
浄化槽使用開始報告書		

～代理受領制度を利用する場合～

書 類 名	備 考	欄
三条市合併処理浄化槽設置補助金代理受領請求書（様式第6号）	口座振替申込書は不要	

1 趣 旨

高齢者、障がい者等の身体状況に適した住宅の改造等を行う際に要する経費を補助し、その高齢者、障がい者等が安心して自立した在宅生活を送るとともに、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進することを目的とする。

2 対象となる場合

(1) 対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する者（ただし、世帯員の前年の合計収入が600万円未満） 過去に補助金の交付を受けた世帯を除く。

- ①概ね65歳以上の高齢者で居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者
- ②身体障がい者手帳1・2級所有者
- ③療育手帳A所有者

(2) 対象となる経費等

対象者又はその親族が所有し、対象者が居住する既存の住宅について行う次の工事（増改築を含み、全面的な建替を除く）に要する経費

- ①居室又は廊下等の改造 ②トイレの改造 ③浴室の改造 ④玄関の改造
- ⑤段差解消機又は階段昇降機の設置 ⑥ホームエレベーターの設置

ただし、介護保険の居宅介護（介護予防）住宅改修費、三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に規定する住宅改修費の支給を受けた額を除く。

3 補助額

(1) 補助基準額

①概ね65歳以上の高齢者で居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者	30万円
②身体障がい者手帳1・2級所有者（①に該当する者を除く）	50万円
三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に規定する住宅改修費の支給対象者	（30万円）
③療育手帳A所有者（①に該当する者を除く）	50万円
三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に規定する住宅改修費の支給対象者	（30万円）

(2) 補助金の額

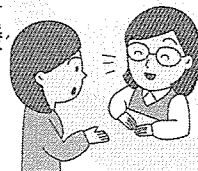
（1）補助基準額（基準額未満の場合には対象となる経費）に右の補助率をかけた額

生活保護世帯	100%
所得税非課税世帯	75%
その他の世帯	50%

4 手続き場所

- ①要介護被保険者・要支援被保険者 高齢介護課 介護保険係
- ②身体障がい者手帳1・2級所有者 福祉課 障がい支援
- ③療育手帳A所有者 福祉課 障がい支援

※栄・下田各サービスセンター総合窓口でも手続きができます。



5 手続きの流れ

- （1）申 請 （2）審 査 （3）交付決定
- （4）工事開始・終了 （5）実績報告の提出 （6）補助金額の確定 （7）補助金振込み

6 手続きに必要な書類

(1) 申請

- ①補助金交付申請書 ②見積書（業者より） ③工事図面 ④住宅の位置図
⑤施工場所の写真 ⑥同意書（別居する親族が所有する場合）

（２）実績報告

- ①実績報告書 ②契約書の写し（契約書のある場合）③請求書及び領収書の写し
④工事写真（完成前・後それぞれの撮影日の確認できる写真）

7 その他注意事項

介護保険の「居宅介護（介護予防）住宅改修費」及び「三条市障がい者日常生活用具の給付及び貸与に規定する住宅改修費」が優先の制度となりますので、工事内容でこれらに該当する部分があった場合には、必ず、住宅改修費の支給を受けていただくことになります。

また、介護保険の「居宅介護（介護予防）住宅改修費」の支給申請については、介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

この補助金の交付回数は、対象者が属する世帯に対して1回となります。



[問い合わせ先]

三条市福祉保健部	高齢介護課	介護保険係	電話 3 4 - 5 4 7 6
三条市福祉保健部	福祉課	障がい支援係	電話 3 4 - 5 4 0 8
栄サービスセンター	総合窓口グループ		電話 4 5 - 1 1 1 0
下田サービスセンター	総合窓口グループ		電話 4 6 - 5 9 0 6